

### 新潟県建築国民健康保険組合 第95回組合会



○表彰  
退職職員、  
健康優良家庭(者)

○平成二十七年度 事業報告・決算を認定

## 第95回組合会開催

平成28年7月8日(金)  
新潟東映ホテル



# 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856 ~ 8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
[niigata@kenchiku-kokuho.jp/](mailto:niigata@kenchiku-kokuho.jp/)

●発行人  
理事長 富永武司

第97号

富永武司  
理事長挨拶

本日はお忙しい中、組合会議員の皆様には第九十五回組合会に県下各地よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、各支部の被保険者の健康の保持増進にご尽力いただいておりますことに、心より敬意を表します。

さて、平成二十八年度の国保事業がスタートしてから三ヶ月が経ちました。国政について、この三ヶ月を振り返りますと、やはり、平成二十九年四月から予定されていた消費税十%への引き上げが平成三十一年十月へ、二年半先送りされたことが大きな出来事だったのではないのでしょうか。消費税一%の引き上げで二兆円の税収が見込まれると言われておりますので、消費税二%の引き上げが延期されたということは、年間四兆円もの税収が失われたとも言えるものです。

また、この消費税の引き上げは「税と社会保障の一体改革」のためでしたので、国保組合に対する影響がおおいに懸念される所です。現に「消費税増税の延期で国保の財政支援圧縮検討」という新聞報道も目にいたします。これらのことについては、今後の動向を注視しながら、適切に対応して参りたいと思っております。

次に、国保組合関係では、所得の高い国保組合に対する定率補助の段階的な引き下げが、いよいよ今年度から五年間かけて実施されます。これまでは全ての国保組合が所得水準に関係なく、定率で三十二%の補助金を享受して参りましたが、所得水準が二四〇万円を超える高い組合は、五年後には定率補助が十三%にまで引き下げられることになり、三十二%が十三%へ引き下げられるということは、国からの補助金が半分以下になるということの意味します。

全国に四十七ある医師国保組合は定率補助が全て十三%に引き下げられるそうです。これは事業運営に多大な影響を与えるもので、近い将来、保険料の引き上げを検討せざるを得ないのみならず、組合の存亡に関わるほど重大な事柄なのではないかとされています。なお、当組合をはじめ、全国に三十二ある建設系の国保組合は全て、従来どおり三十二%の定率補助を確保したそうです。

ただ、当組合全体の支出の約九割を占める「医療費」「後期高齢者支援金」「介護納付金」の上昇傾向は、高齢化の進展や医療技術の高度化により、今後とも継続が予想されますので、三十二%の定率補助を維持できなければならないと考えています。

れないところでありませぬ。

また、この改正により、国保組合の定率補助率が十三%から三十二%まで、十一段階に細分化されることの影響で、これまで五年に一回実施してきた「所得調査」を平成三十年以降、三年に一回実施することも決定しているところだ。 「所得調査」により、被保険者の皆様や事務局の負担が増えるとは思いますが、これも収入の大きな柱である国庫補助金を確保するためでありますので、ご協力をお願いいたします。

次に、市町村国保へ目を転じますと、平成三十年度からは県が市町村国保の運営主体になるという大改革が控えております。これにより、形の上で市町村国保は県単位に一本化されるわけですが、この国保法の改正案に伴う付帯決議では、「国保組合については今後とも自主的な運営に基づいた保険者機能を発揮できるように必要な支援を行う」とされており、国保組合は平成三十年以降も現在の形を維持し、同種同業の組合組織の良さを活かした事業運営が国からも期待されているところでありませぬ。

次に、本年一月から施行されたマイナンバー制度については、六月以降順次、新規加入者のマイナンバー情報の収集を進めているところであります。なお、既に加入されている皆様のマイナンバーは、予てよりご案内のとおり、本年十月以降、「地方公共団体情報システム機構」から直接取得いたしますので、被保険者の皆様は基本的には何も申告する必要はございません。このマイナンバー制度については平

成二十九年七月の本稼働に向け、鋭意、的確に対応して参りたいと考えております。

また、建築国保の本部理事会では、一昨年来、「健康づくり事業交付金」について見直し、検討して参りました。その一つの方向として、平成二十九年からの「健康づくり事業交付金」は「顔が見え、声が聞こえる支部単位で実施すること」や「各地区国保協議会の役員を建築国保本部の役員が中心になって担うこと」等が合意されております。今後、詳細が決定次第、お知らせして参りますので、来年度に向けて、準備を進めていただきたいと存じます。

さて、本部事務局では本年三月末をもって、星野前事務局長が定年退職したことに伴い、この四月から新体制となりました。

後藤課長が事務長へ昇任。佐藤係長が課長へ昇任。そして、新たに職員を二名採用したことで職員全体としては一名増員の八名体制となっております。今後もマイナンバー等をはじめ、様々な制度改正に対しても的確に対応し、より皆様に信頼される事務局となるよう期待しておりますので、改めてご支援をよろしくお願いいたします。

なお、星野前事務局長については、二十五年間にわたる本部事務局への貢献・功績に対して、本日、感謝状の贈呈を行なうこととしております。

それでは、本日ご提案いたします平成二十七年年度の事業実績・収支決算報告等について、慎重審議をお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

第95回組合会は、平成28年7月8日(金)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

小林理事(上越北)の司会により、朝妻副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、小林清吾議長(新津)、栗原進副議長(寺泊)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

### 議事内容

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成27年度事業実績の認定について             |
| 第2号議案 | 平成27年度歳入歳出決算の認定について<br>【監査報告】 |
| 第3号議案 | 平成27年度<br>歳入歳出決算剰余金処分の承認について  |
| 第4号議案 | 平成28年度<br>歳入歳出補正予算について承認を求める件 |



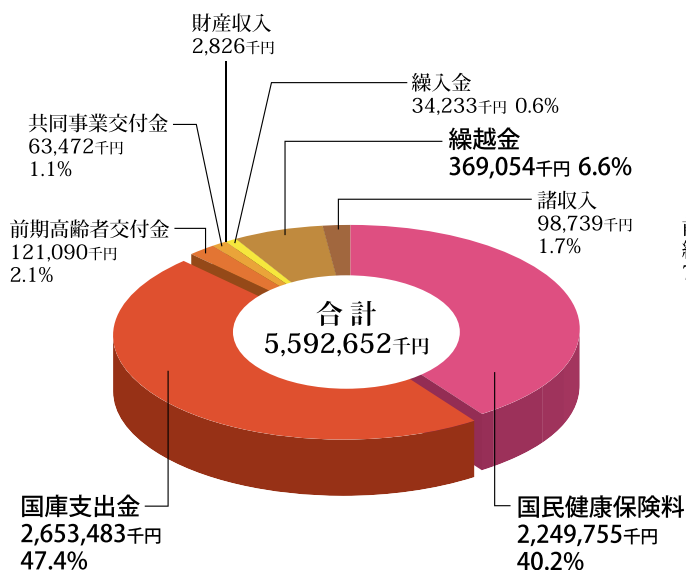
議事終結後、本名副理事長(中之島)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。

閉会后、退職職員の表彰、平成27年の健康優良家庭(者)の表彰を行い、全日程を終了しました。

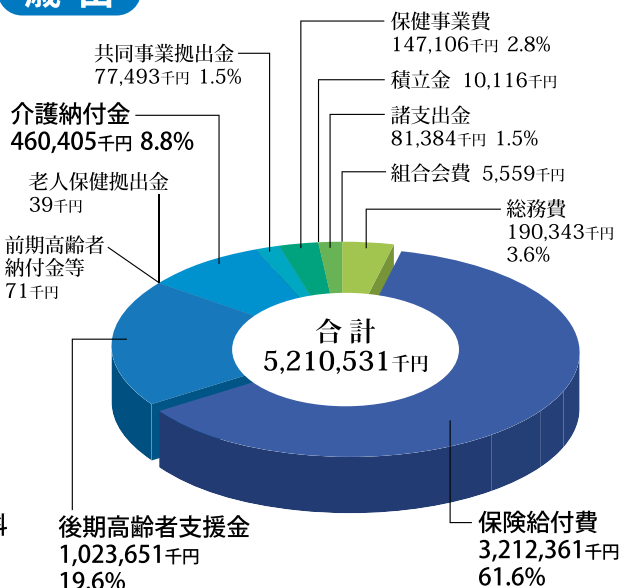
# 平成27年度 歳入歳出決算構成

(単位:千円)

## 歳入



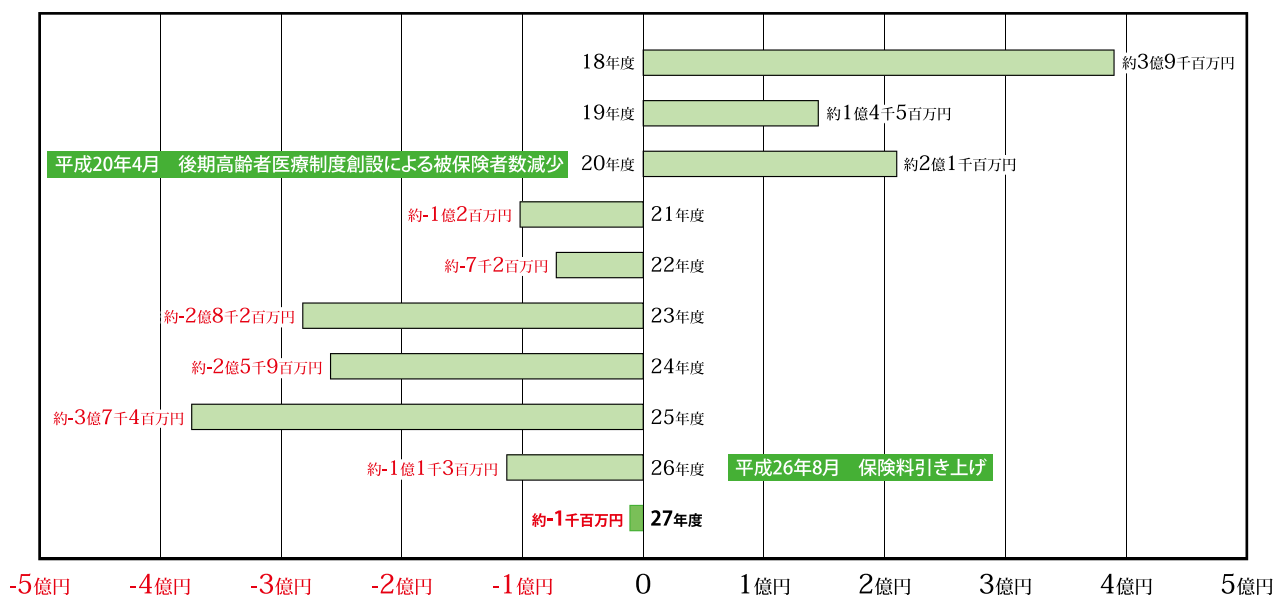
## 歳出



歳入歳出差引金額 **382,120千円**

- 差引金額は、前年度より約1,300万円増。保険料の引き上げによる増収、前期高齢者交付金の増加や、諸収入に臨時的な収入があったことが影響しています。
- ただし、単年度収支は約1,100万円の赤字(下図参照)。

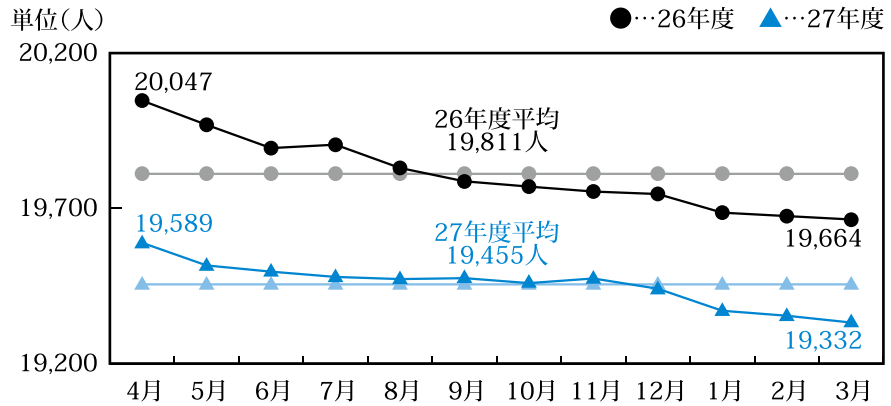
## 年度別単年度収支(確定)



- 医療費の増加、補助金の減少、後期高齢者支援金の増加、保健事業費の増加等が単年度赤字の要因として考えられます。

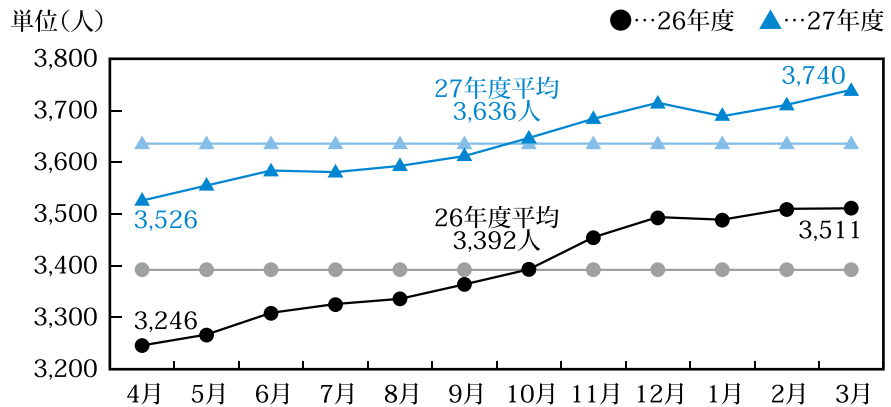
## 組合員・家族数の月別状況

※新建国保の被保険者(加入者)は、前年度と比べて、332人減少しました。(26年度348人、27年度360人)



## 前期高齢者(65~74歳)数の月別状況

※前期高齢者は、前年度比229人増です。当組合は、若手の加入促進が課題です。



## 支部別被保険者数(28年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計	支部名	組合員	家族	合計
新 潟	1,209	1,388	2,597	長 岡	443	525	968	上越南	499	522	1,021
阿賀北	696	833	1,529	三 条	231	257	488	上越北	367	423	790
新 津	179	202	381	加 茂	95	122	217	頸 南	288	301	589
西 蒲	686	890	1,576	見 附	88	94	182	柿 崎	91	109	200
東 蒲	39	33	72	栃 尾	117	126	243	大 潟	50	57	107
佐 渡	86	97	183	田 上	57	72	129	吉 川	37	43	80
白 根	192	232	424	栄	46	67	113	頸 城	55	78	133
村 上	158	234	392	中之島	52	79	131	板 倉	76	96	172
岩 船	279	324	603	下 田	76	94	170	三 和	85	98	183
五 泉	162	222	384	三 島	64	76	140	糸魚川	255	279	534
亀 田	76	90	166	与 板	33	40	73	能 生	102	125	227
横 越	37	45	82	和 島	48	40	88	名 立	61	54	115
下越計	3,799	4,590	8,389	出雲崎	27	17	44	清 里	39	42	81
				小千谷	161	184	345	上越計	2,005	2,227	4,232
				魚 沼	159	189	348				
				塩 沢	85	127	212				
				六日町	105	116	221				
				大 和	44	63	107				
				十日町	509	547	1,056				
				川 西	62	63	125				
				津 南	117	129	246				
				柏崎刈羽	382	379	761				
				寺 泊	38	50	88				
				越 路	98	118	216				
				中越計	3,137	3,574	6,711				

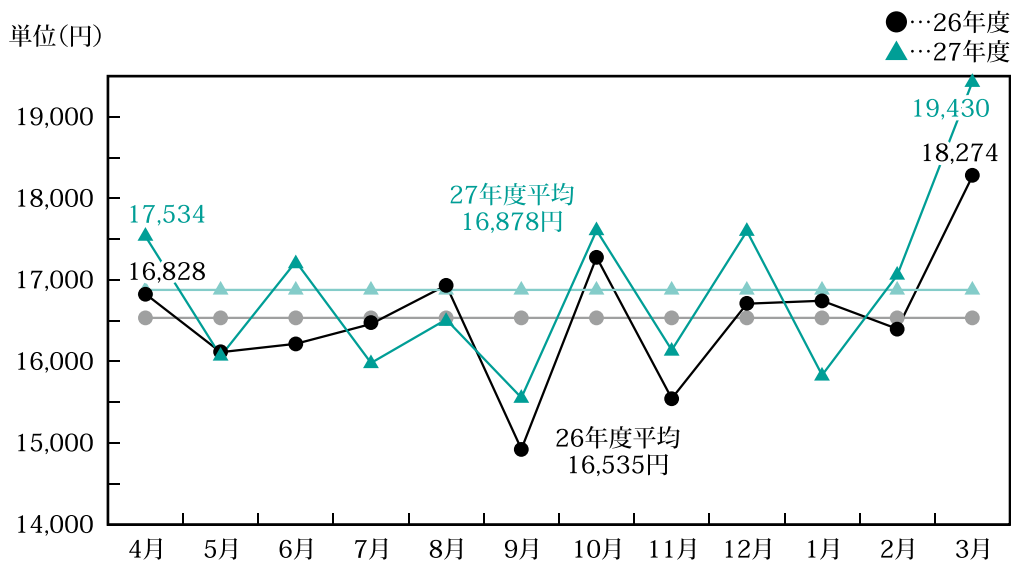
  

合 計		
組合員	家族	合計
8,941	10,391	19,332

※被保険者が減少傾向にある中、前年度比で増加支部が17支部あります。ご努力に感謝します!



## 被保険者の医療費の状況(月別1人当り)



※平成27年度の医療費は約32億円です。前年度比、約5千3百万円増、1人1ヶ月当り343円の増です。

## 平成27年 健康優良家庭(者)

(単位：件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	13	19	10	42
健康優良者	150	159	94	403
合計	163	178	104	445

※平成27年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

# 『健診1日! 健康365日!』 「健康づくり」の第一歩!

## 1. 医療保険制度は、「治療から予防へ」

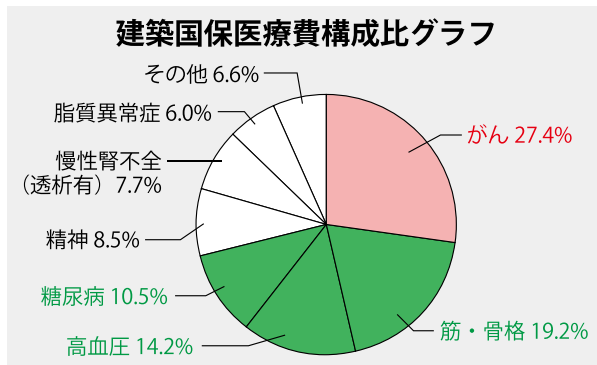
国家予算は、96.7兆円。その内、国の医療費は、年間約40兆円（保険料と国費が半々）で、少子高齢化によってますますふくらむ一方です。

私たちの建築国保の平成27年度歳出は、約50億円。その内、年間医療関係費は約47億円（医療費約32億円、後期高齢者支援金は約10億円、介護納付金は約5億円）です。

- (1) 医療費の適正化（抑制）⇒「治療医療」から「予防医療へ」大きく転換!
- (2) 予防・健康づくりへの意識改革⇒インセンティブ（関心・やる気・刺激）の強化

## 2. 建築国保の課題 ⇒ 「医療費の抑制!」

- (1) 建築国保の医療費は、約32億円です。建築国保の加入者の主な病気やけがについて、入院と外来で見てみましょう。



入院では、①がん等の新生物 ②心臓や脳梗塞などの循環器 ③脊椎症や関節症 ④骨折などが多いです。

外来では、①高血圧や脳梗塞などの循環器 ②糖尿病や脂質異常など内分泌 ③気管支ぜんそくやインフルエンザなど呼吸器 ④関節疾患や高尿酸血症など筋骨格などが多いです。

- (2) 先の第95回組合会で、1年間、病気やケガで医療機関に行かなかったという健康優良家庭（42軒）及び健康優良者（403人）の表彰が行なわれました。  
国保は「助け合いの制度」です。建築国保は、現在、約1万9千人の加入者の皆さんが、病気やケガをされたとき、お互いに助け合い、助けられているという本当にありがたい組織です。
- (3) 医療費の抑制は、保険料の抑制につながります。市町村国保と比べても、安い保険料と手厚い保健事業を守りましょう。

## 3. 国保の保健事業を活用しましょう!

「自分の健康は、自分で守る!」ことが大切です。「転ばぬ先の杖」という諺がありますが、「予防（備え）」こそ病気やケガを防止する第一歩になります。

国保の保健事業は、「特定健診・特定保健指導」「1日人間ドック」「レディース健診」「インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン・おたふく風邪・水痘瘡・B型肝炎予防接種」など、いろいろあります。特に、健康診断は組合員や家族の皆さんが、長い目で自分の健康（病気や食事、運動や生活改善）に関心を持ち、医療費の抑制につなげる第一歩にしましょう!

**「健診1日! 健康365日!」**

※ 国保が、毎年4月に発行している「建築国保のご案内」と「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をよくご覧になって、ご活用願います。

# 『健康づくり事業』が 変わります!②

## 1.「健康づくり事業」の見直し

「健康づくり交付金事業」は、「組合員と家族の健康の保持・増進」を目的に、国保規約第14条に定める「保健事業」の一環として平成19年度にスタートしました。そして、平成19～28年度までに上・中・下越にある地区協議会及び支部に対して交付した金額は、約4千万円です。

### (1) 費用対効果の検証

① 各地区協議会 ⇒ 「健康づくり」事業に対する認識が充分とはいえず、地区協議会としての取組にばらつきが見られました。また、繰越金が3地区で約300万円に上るなど、費用対効果の面から抜本的見直しが不可欠となりました。

② 支部 ⇒ 各支部も事業に対する認識が充分とはいえず、全49支部中、これまで交付金を活用した支部は20支部に留まり、そのうち約200万円という多額な活動資金を交付された支部がある一方、残りの29支部からは申請されていないことから、特定の支部への偏った交付であることが指摘されています。

### (2) 事業の見直し(課題)

「組合員と家族の健康の保持・増進」という交付金事業の目的に照らし、「事業の公平性と交付金使途の適正化」が課題になりました。

## 2.「健康づくり事業」で「健康」に関心を!

私たちの建築国保には、事業の円滑な運営と加入者の負担(保険料)を抑えるために、「組織の充実・強化(加入者を増やす)」と「医療費の適正化(抑制)」という二つの重要課題があります。そこで、加入者の健康に対する関心を高めて貰うために、「健康づくり事業」を再出発させたいと考えています。

(1) 事業主体を「顔が見え、声が聞こえる」支部を基本とし、組合員と家族の交流を図りながら、病気予防や生活改善の講話を聞いたり、健康に良い運動などで汗を流す。但し、事業実施上、必要が認められる場合は、近接支部や地区合同で取り組むことも可とする。

(2) 地区協議会の役割 ⇒ ①総会時の講演会の開催(実践はリーダーから) ②各支部の「健康づくり事業」の取組情報交換 ③地区理事・監事・組合会議員の選出

(3) 交付金 ⇒ ①地区協議会へ定額(運営費:研修会、通信事務、事務手当) ②支部へ規模別定額+@200円×組合員数(支部研修会費、健康づくり事業費、事業参加奨励費、通信事務&運営費、事務手当)

(4) 事業計画(事業内容、予算) & 実績報告書の提出

※これまでの理事会議論の集約です。次回の10月理事会で最終決定します。

## 資格確認調査を実施しました!

資格確認調査にご協力いただき、ありがとうございました。

締め切り日の6月15日時点では、約60%の回収率でした。  
次回の調査時は、お早めの提出をお願いします。



### 困った提出書類(気を付けてくださいね!)

- 回答票のみ(書類なし)
- 職業がわからないもの
- 保険証の写し(不要)
- 書類の日付が不明なものや古いもの

平成29年度、平成30年度につきましては、現況調査を行います。その際、組合員の皆様にアンケート形式の調査票を郵送し、その時点の就労状況を回答していただく予定です。

## 保険証が変わりました!

- ◆ 氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆ 保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆ 5級組合員にも、会員証(白色)を発行しています。
- ◆ 文字の摩耗や、記載内容の誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部にご連絡ください。

8月1日からは  
「ピンク色」です



## 保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部にご連絡ください。(再交付の手続きができます。)





# 届出についてのお願い



○就職や転入・転出等で建築国保へ加入または脱退をする場合、住所が変更になった場合等は、必ず14日以内に所属支部に届け出てください。

届出が遅れると、次のようなトラブルの原因にもなりますので、早めの手続きをお願いします。

- ※保険料をさかのぼって納めたり、医療費が全額自己負担となったりする場合があります。
- ※新しく加入した健康保険と、建築国保の保険料を、二重に納めてしまうことがあります。

○遠方の学校、または訓練校に修学のため、組合員と住所が異なる学生の方は、所属支部に届け出が必要です。届け出の際は在学証明書、または訓練校の在籍証明書の原本を提出してください。

※学校卒業等で、学生でなくなったときも、その旨を必ず所属支部へご連絡ください。

○限度額適用認定証・70歳未満の方の特定疾病療養受領証は有効期限（申請を受け付けた月の初日から7月31日までの最大1年間）があるため、毎年判定が必要になります。該当する方は手続きを行ってください。

なお、70歳から74歳の方は、「被保険者証兼高齢受給者証」により、所得区分の確認ができるため、限度額適用認定証は必要ありません。

## こんなときは届け出を！



<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が建築業に従事するようになったとき</li> <li>・家族が他の健康保険等をやめたとき</li> <li>・子どもが生まれたとき</li> <li>・結婚や転入で家族が組合員と同じ世帯になったとき等</li> </ul>	<p>加入の届け出を行ってください。</p> <p>※70歳以上の方の場合、<b>所得課税証明書が必要です。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等に加入したとき</li> <li>・組合員・家族が亡くなったとき</li> <li>・生活保護を受けたとき</li> <li>・家族が組合員と別の世帯になったとき等</li> </ul>	<p>脱退の届け出を行ってください。</p> <p>※被保険者証は必ず返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所や氏名が変わったとき</li> <li>・就業形態が変わったとき等</li> </ul>	<p>変更の届け出を行ってください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方の学校または訓練校に修学中で、組合員と住所が異なる学生がいる場合</li> </ul>	<p>遠方の学校または訓練校に修学中であることの届け出を行ってください。</p>

※申請様式は所属支部にあります。手続き等のお問い合わせは各支部へご連絡ください。  
所属支部の連絡先は国保だよりの16ページに記載しております。

# 建築国保組合 加入者の皆様へ

## 法人事業所等の 「適用除外承認申請」の手続きはお済みですか？

### 適用除外承認申請が必要な事業所は

#### ① 法人事業所に新しく雇われた従業員



#### ② 個人事業所で従業員が5人以上になった場合

個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のときは全員の健康保険適用除外申請の手続きが必要になります(個人事業主は健康保険適用除外の対象になりません)。



#### ③ 個人事業所が新しく法人事業所になる場合

法人事業所の役員・従業員(常勤)は、以下の加入要件が必要。

1. 社会保険適用済み事業所(社会保険からの戻り)でないこと
2. 政府管掌健康保険適用除外承認を受けていること



なお、法人事業所の新規加入はできません

次のような変更があった場合は、必ず  
建築国保組合に届出を!

- 個人事業所から法人事業所になった場合
- 法人事業所から個人事業所にかわった場合
- 法人事業所を廃止した場合
- 法人事業所の事業主が変わった場合
- 法人事業所の従業員が事業所を移動した場合

## 加入者の皆様のマイナンバーは原則、建築国保が直接取得します

建築国保組合は公的医療保険者として、平成29年1月1日時点の加入者及びそれ以降の加入者のマイナンバーを取得し、管理しなければなりません。

このようなことから、当組合は加入者の皆様のマイナンバーを平成28年10月以降、加入者の4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を元に、「地方公共団体情報システム機構(略称:J-LIS)」※ から直接取得いたします。

ただし、住所不一致等で4情報を元にマイナンバーが取得できない場合は加入者の皆様へ建築国保が直接問い合わせることとなりますので、その際は何卒ご協力をお願いいたします。

また、平成29年7月以降は各種申請時の添付書類(住民票、所得課税証明書)の省略が可能になり、加入者の皆様の負担が軽減される予定です。

※マイナンバーの生成等を担うマイナンバー制度における中心的な機構。

Japan Agency for Local Authority Information Systems

H24年4月1日設立

## マイナンバーに関する今後の動向

任意で交付される「マイナンバーカード」に平成30年を目途に、被保険者証の機能を持たせることが検討されています。ただし、「マイナンバーカード」が義務化されていないこともあり、被保険者証が全てマイナンバーカードに置き換わる予定はありません。

なお、医療情報がマイナンバーと結び付けられることは想定されておらず、マイナンバーとは異なる番号(仮称:医療用ID)の導入が検討されています。

また、昨年9月にマイナンバー改正法が成立し、今後は特定健診の記録と結びつけたり、予防接種の記録に結びつけることによって、転職先の健康保険組合や転居先の自治体にスムーズに引き継げるようにすることとしております。

# 適正受診にご協力を！

## ちょっとした心がけで医療費節約！

休日・夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためにあります。ところが、近年若者の患者さんが安易に救急医療機関を利用する“コンビニ受診”が増えています。

“コンビニ受診”の増加は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたしたり、救急医療機関の負担が過剰になったりする原因の一つになっています。

また、休日・夜間は医療費が高く設定されているため、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して受診できるようにするとともに、保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、適正受診にご協力をお願いいたします。



### 適正受診のため、普段から心がけたい5つのこと

#### □ 休日や、夜間の受診は避けましょう

体調がおかしいと感じたら、できるだけ早めに診療時間内（平日の昼間）に受診しましょう。

子どもの場合は、小児救急電話相談（#8000）を利用できます

#### 【新潟県の小児救急医療電話相談】

看護師や医師から症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

◆受付時間◆ 毎日 午後7時～午後11時

◆電話番号◆ 025-288-2525 または 局番なしの #8000

※#8000の利用はプッシュ回線の固定電話または携帯電話からとなります。

◆料 金◆ 通話料金のみ負担

#### □ かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる『かかりつけ医』を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

#### □ 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響となる心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

#### □ お薬手帳を持ちましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、かかりつけ医以外の医療機関を受診した場合や災害等の緊急時に適切な薬の処方を受けることができます。

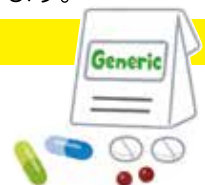
#### □ ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。開発費が低く抑えられるため、新薬よりも安価に製造できます。特に高血圧や糖尿病などで継続的に薬を服用している方は薬代を減らす効果が期待できます。

建築国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額をお知らせする通知です。（年3回お知らせします。）切り替えの参考にご活用ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師の診察・診断を受けた際に処方と相談してください。





# 特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です



生活習慣病の予防を目的とした健診です。  
特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いと  
わかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

## 特定健診の受診に必要なもの 受診券(28年度は水色) + 保険証

### 健診の費用

特定健診・特定保健指導ともに自己負担無し。  
費用は全額建築国保が負担します。

特定健診	費用額(円)	自己負担額(円)
集団	6,870	0
個別	8,525	0
ファミリー健診	16,200	4,860
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診でも  
受診できます。対象医療機関一覧表は受診券と同封してあります。

## 人間ドック 胃カメラに変更可能です。但し健診機関へ事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 労働衛生医学協会 …………… ☎ 025-267-1200
- ☆ 健康管理協会 …………… ☎ 025-283-3939
- ☆ 健康医学予防協会 …………… ☎ 025-279-1100
- ☆ 上越地域総合健康管理センター …… ☎ 025-524-7111

追加料金の詳細は  
健診機関にお問い合わせ  
合わせください。

## ファミリー健診パック 事前予約が必要です。支部へお問い合わせください。



**「40歳～74歳の皆様」**  
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの  
受診には、特定健診受診券が必要となります。  
受診日には必ず持参して下さい。

## 仕事中のケガは労災保険が原則です!

あなたは、特別加入していますか?

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。  
家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう!



- ①一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければなりません。
  - ②一人親方・事業主・家族従業員は特別加入をしてください。
- ※労災保険に加入することで、手厚い給付を受けることができます。

### ケガや病気をしたとき

- 療養補償給付 ▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を必要とするときに支給されます。  
休業補償給付 ▶ 仕事上のケガや病気で休業し、賃金の支払いを受けていない場合に、休業4日目から支給されます。

### ケガや病気が治らないとき

- 傷病補償年金 ▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を開始してから1年6か月を経過しても治らず、その傷病による傷害の程度が傷病等級表に該当する場合に支給されます。

### 死亡したとき

- 遺族補償給付 ▶ 仕事上のケガや病気で死亡した場合、遺族に対し支給されます。  
※上記以外にも労災保険で受けられることができる給付があります。

## こんなとき! 保険証は使えますが建築国保に届け出が必要です

- ・交通事故にあった
- ・他人から暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・外食で食中毒になった
- ・看板などが倒れてケガをした など

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることができますが、その治療費は本来加害者が負担すべきものです。建築国保は治療費を一時的に立て替えますが、あとから加害者に国保が負担した分を請求します。

## 届出をするときの注意点

警察に届けて「交通事故証明書」をもらう(交通事故のみ)



建築国保に「実態調査報告書」を提出する



示談をするときは慎重に!  
示談前に建築国保へ連絡を



## 感謝状被贈呈者

### 本部職員(1名)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
星野正秋	本部	平成3年4月1日～平成28年3月31日	25年

敬称略

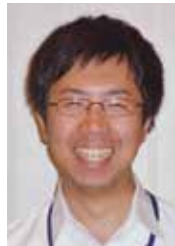
※「表彰規程第2条3号」組合職員として在職10年以上の者

### 本部事務局職員体制

事務長	後藤 慎二
総務課長	佐藤 克彦
業務係長	平山久美子
主事	長澤 未希
主事	上田 和美
主事	石田 文子
主事	三林 卓哉
主事	田邊 美果

### 新職員採用のお知らせ

今年度、職員を2名採用いたしました。  
ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



三林 卓哉

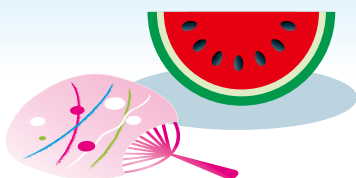
4月より新しくお世話になっております、三林卓哉と申します。  
新潟市中央区在住、昭和63年生まれ(ハンカチ王子や田中将大と同学年)の27歳です。  
趣味は卓球、ジョギング、自転車、海釣り等々、日々広く浅く楽しんでいきます。  
まだまだ至らない点多いですが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



田邊 美果

今年4月より勤務させていただいております。趣味はダム見学と水泳で、最近は村上にある奥三面ダムに行ってダムカードをもらってきました。まだまだ至らないところも多いかと思いますが、皆様のお役に立てるよう精一杯努めますのでよろしくお願ひ致します。

### 編集後記



暑い日が続いていますが、いかがお過ごしですか。  
熱中症予防に効果的な飲み物といえばスポーツドリンクですが運動後に、コップ1杯の牛乳を飲むのも効果的だそうです。  
体調不良になりがちな季節ですが、暑さに負けない強い体を作るよう心掛けてみてはいかがでしょうか。  
さて、今回の国保だより16頁には、支部一覧を掲載しております。手続き等、お問い合わせの際にご活用ください。

## 支部所在地一覧

支部名称	所在地		電話番号
新潟	951-8133 新潟市中央区川岸町3丁目17-2	建築組合	025 (266) 6650
阿賀北	959-2415 新潟市住田510	建築組合	0254 (33) 0305
新潟津	956-8064 新潟市秋葉区新津本町3丁目18-5	建築組合	0250 (22) 1979
西蒲燕	959-0252 燕市吉田町学校町10-23	訓練校内	0256 (92) 2040
東蒲	959-4402 東蒲原郡阿賀町津川13581-1	商工会内	0254 (92) 2494
佐渡	952-1311 佐渡市八幡2001-1	建築組合	0259 (57) 1200
白根	950-1262 新潟市南区白根字千日土36番地3	建築組合	025 (372) 0681
村上	958-0809 村上市大字下相川1316-2	訓練校内	0254 (53) 0531
岩船	958-0809 村上市大字下相川1316-2	訓練校内	0254 (53) 0531
五泉	959-1851 五泉市郷屋川122-3-5 石崎ビル2F	さくら人事・労務サポート内	0250 (43) 5455
亀田	950-0125 新潟市江南区亀田新明町2丁目2-30	商工会議所内	025 (382) 5111
横越	950-0208 新潟市江南区横越中央1丁目1-5	商工会内	025 (385) 2773
長岡	940-0071 長岡市表町1丁目4-10	建築協同組合	0258 (32) 1227
三条	955-0823 三条市東本成寺8-53	訓練校内	0256 (33) 2916
加茂	959-1313 加茂市幸町1丁目14-30	建築組合	0256 (53) 1787
見附	954-0053 見附市本町1丁目4-41	商工会内	0258 (62) 1365
栃尾	940-0295 長岡市谷内2丁目5番9号 栃尾秋葉門前 商工プラザ2F	商工会内	0258 (52) 4191
田上	959-1503 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3072	商工会内	0256 (57) 2291
栄	959-1153 三条市大字新堀2290	商工会内	0256 (45) 3405
中之島	954-0124 長岡市中之島798-1	商工会内	0258 (66) 5550
下田	955-0152 三条市大字笹岡360-1	商工会内	0256 (46) 2073
三島	940-2306 長岡市脇野町817-9	商工会内	0258 (42) 2504
与板	940-2402 長岡市与板町与板甲134-2	商工会内	0258 (72) 2303
和島	949-4511 長岡市小島谷3360-1	商工会内	0258 (74) 2147
出雲崎	949-4305 三島郡出雲崎町大字羽黒町431-1	商工会内	0258 (78) 2064
小千谷	947-0053 小千谷市千谷川12-3-31	建築組合	0258 (82) 2451
魚沼	946-0021 魚沼市佐梨631-2	建築組合	025 (792) 0985
塩沢	949-6408 南魚沼市塩沢大字塩沢1112-32	商工会内	025 (782) 1206
六日町	949-6621 南魚沼市六日町76-4	商工会内	025 (772) 2590
大和	949-7302 南魚沼市浦佐478-5	商工会内	025 (777) 3500
十日町	948-0012 十日町市大字新座甲281-1	建築組合	025 (752) 3803
川西	948-0144 十日町市水口沢76-15	商工会内	025 (768) 2176
津南	949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡丁2920	商工会内	025 (765) 2301
柏崎刈羽	945-0035 柏崎市北半田1-7-19	建築組合	0257 (23) 6463
寺泊	940-2502 長岡市寺泊町坂井町9769-31	商工会内	0258 (75) 2474
越路	949-5406 長岡市浦715-11	商工会内	0258 (92) 2247
上越南	943-0825 上越市東本町2丁目2-17	建築組合	025 (525) 7286
上越北	942-0001 上越市中央4丁目3-9	建築組合	025 (543) 7652
頸南	944-0046 妙高市上町2-5		0255 (72) 3733
柿崎	949-3216 上越市柿崎区柿崎6090-1	商工会内	025 (536) 2531
大潟	949-3111 上越市大潟区四ツ屋浜773	商工会内	025 (534) 3211
吉川	949-3445 上越市吉川区原の町1433-1	商工会内	025 (548) 2109
頸城	942-0127 上越市頸城区百間町新田615-2	商工会内	025 (530) 2156
板倉	944-0131 上越市板倉区大字針938	商工会内	0255 (78) 2117
三和	943-0316 上越市三和区井ノ口329-1	商工会内	025 (532) 2192
糸魚川	941-0076 糸魚川市大字西中1491	建築組合	025 (552) 1025
能生	949-1352 糸魚川市大字能生1941-7	商工会内	025 (566) 2244
名立	949-1602 上越市名立区名立大町193-4	商工会内	025 (537) 2203
清里	943-0502 上越市清里区荒牧10-5	商工会内	025 (528) 4111



新潟県建築国民健康保険組合

〒951-8133 新潟市中央区川岸町3丁目17番地2  
TEL (025) 231-2856(代表) FAX (025) 231-2936ホームページURL <http://www.kenchiku-kokuho.jp/> E-mail [niigata@kenchiku-kokuho.jp](mailto:niigata@kenchiku-kokuho.jp)